

50. 税理士・会計士が、初めて NPO 法人に関与する際に気をつけること

はありますか？

NPO 法人には、ボランティア団体が法人格を取得したような小規模な法人から、介護や福祉サービスを実施し年間数億円を稼ぐ法人まで、実に様々な団体があります。最初に理事の方から、よく話を聞いて処理を進めないと、思わぬ判断ミスにつながる場合がありますので、注意が必要です。

年間の収益規模だけを見ると、100万円未満、100万円以上1000万円未満、1000万円以上の3つの区分の法人数が大体 3 分の 1 ずつになっています。収益の内訳としては、営利企業と同様に、サービスの提供や物販などの事業収益のほかに、会費や寄付金、補助金、助成金などがあり、これも法人によって異なります。

① 会計

法人の規模にかかわらず、NPO 法人であれば NPO 法人会計基準による会計処理と財務諸表の作成を行ってください。NPO 法人会計基準は、NPO 法で強制されている会計基準ではありませんが、H23 年に内閣府が開催した特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会で「NPO 法人会計基準は、現段階において NPO 法人の望ましい会計基準と考える」と報告しています。

現在は、NPO 法人の設立時や毎事業年度に作成する財務諸表の書式も、NPO 法人会計基準の書式となっているため、企業会計のソフトを使用すると報告用の書式に作成し直す必要があり、作業が二度手間になります。

《NPO 法人会計基準のポイント》

小規模な法人でも複数の事業を実施している場合が多く、部門別の管理が必要です。
法人の内部管理より情報公開を重視しているため、財務諸表の注記を必ず作成します。

NPO 法人会計基準に関する情報は、[みんなで使おう！NPO 法人会計基準](#) で調べることができます。

② 税務

法人税・・・

株式会社と異なり、NPO 法人は収益事業課税なので法人税法に規定する収益事業を行っている場合のみ申告をする必要があります。したがって、NPO 法人に関与しても法人税の申告はしないこともあり得ます。

一方で収益事業に該当するかどうかの判断に迷う場面は多数あり、税理士が重要な役割を果たします。

消費税・・・

法人税の申告をする必要がない法人も、消費税は申告する義務が発生する場合があります。原則課税の場合、不課税売上となる特定収入の割合が 5%を超えると、特定収入に係る仕入税額控除の特例計算の適用を受けるので注意が必要です。

③ ガバナンス

NPO 法人は、NPO 法において定款自治を尊重するべく制度設計がされています。総会や理事会などの開催方法や議決事項などはすべて定款に規定されていますので、定款をよく読み判断をしていくことになります。具体的には、所轄庁への事業報告書等の提出のスケジュールの決定、役員報酬の決定などです。

④ 最後に

NPO 法人は、営利企業と会計や税務が異なるため関与することを躊躇してしまうかもしれませんが、専門家が関与することで適正な法人運営につながり、NPO 法人が行う社会貢献活動が発展する一助になります。そのような意識を持った専門家が NPO 法人に積極的に関わっていくことが、社会的にも期待されています。

そして、私たちNPO会計税務専門家ネットワークも、一人でも多くの専門家が NPO 法人と関わるようになることを期待して活動しています。

NPO 法人に関与する上で生じる様々な疑問について、誰かの意見を聞きたい、色々な情報が欲しい、そのような場合は、[NPO会計税務専門家ネットワーク](#)(全国で 500 名近い税理士・会計士が主にネットを通じて情報交換しています)の会員になると会員同士のメーリングリストで相談することができます。